

2023年度の処遇改善、特定処遇改善加算、

ベースアップ等支援加算の支給方法

2023年4月1日

社会福祉法人協同福祉会

理事長 新井 浩之

■処遇改善加算（介護職員対象）

- ・常勤職員 : 年3回（期末勤勉手当として）
定期昇給分を処遇改善財源から拠出
 - ・パート職員 : 7,500円/月 ×常勤換算
 - ・登録型ヘルパー : 20,000円/月 ×常勤換算
- ※アルバイトは支給しない。

■特定処遇改善加算

- ・A職員 : 15,000円/月
- ・B職員 : 13,000円/月（×常勤換算）
- ・C職員 : 6,300円/月（×常勤換算）

※A職員…介護福祉士資格取得10年以上の常勤介護職員

※B職員…A以外の介護職員（パート含む）

※C職員…その他の職種（パート含む）但し年賃金が440万円超の者は対象外

※登録型ヘルパー、アルバイトは支給しない。

■ベースアップ等支援加算

- ・常勤職員（介護支援専門員、相談員以外） : 月額5,000円を支給
 - ・常勤職員（介護支援専門員、相談員） : 月額7,000円を支給
 - ・パート職員（介護福祉士） : 時給を50円引上げて支給
 - ・パート職員（介護福祉士以外） : 時給を35円引上げて支給
 - ・登録ヘルパー : 月額6,000円に常勤換算数を乗じて支給
- ※アルバイトは支給しない。

- ・上記の支払い後、余剰額が生じた場合は、一時金として支給する。
- ・処遇改善加算対象外の者が対象職種を兼務する場合は処遇改善の対象とする。